

第3次ボランティア 市民活動推進計画

(素案 30.10.18)

目次

第1章 計画の概要	3
1-1. 計画の趣旨	3
1-2. 第3次ボランティア市民活動推進計画の期間	3
1-3. 計画の対象	3
1-4. 「ボランティア市民活動」	4
1-5. 「ボランティア活動」と「市民活動」の定義	5
1-6. 本計画の位置づけ	5
第2章 四国中央市のボランティア市民活動を取り巻く現状や課題	6
2-1. 第2次計画項目別評価の実施	6
2-2. 第2次計画実施項目における主な成果	8
2-3. 第2次計画実施項目における主な課題	11
2-4. アンケート調査結果の考察	13
2-5. アンケート結果まとめ	20
第3章 計画の基本的な考え方	21
3-1. 基本理念	21
3-2. 基本目標	22
第4章 計画の推進	23
4-1. 方策① 【新】ボランティア市民活動センターのプロモーション	23
4-2. 方策② きっかけづくりをサポート	25
4-3. 方策③ はじめの一步をサポート	27
4-4. 方策④ 楽しくステップアップをサポート	28
4-5. 方策⑤ 元気にパワーアップをサポート	29
第5章 ボランティア市民活動センターの機能強化	32
5-1. ボランティア市民活動センターとは	32
5-2. センターの運営に求められているもの（運営体制の充実）	33
5-3. 市民交流棟の活用	33
5-4. しこちゅ〜ボラ7（セブン）の立ち上げ	34
第6章 災害に備えるボランティア市民活動	35
6-1. 災害ボランティアの現状	35
6-2. 災害ボランティアセンター	35
6-3. 日ごろからの備え	36
6-4. 平成30年西日本豪雨災害に係る災害ボランティアバス	37
第7章 地域コミュニティの活性化	38
7-1. 地域コミュニティを取り巻く現状	38
7-2. 四国中央市の取り組み	38
7-3. 地域コミュニティ活性化事業	38
7-4. 今後の事業展開	39
第8章 計画の実現に向けて	40
8-1. 協働によるまちづくり	40

8-2. 市民、企業、行政の役割.....	40
8-3. 終わりに	41

第1章 計画の概要

第3次計画における計画の趣旨や対象をはじめ、「ボランティア活動」や「市民活動」等の用語の定義づけのほか、第3次計画と他計画との関係性などについて示します。

1-1. 計画の趣旨

市では、市民が主役の市民自治の確立を基本理念とした協働のまちづくりを目指して、平成19年に「四国中央市自治基本条例」（以下、「自治基本条例」という。）を制定し、また平成20年には自治基本条例に基づいて「四国中央市ボランティア市民活動推進条例」（以下、「推進条例」という。）を制定の上、市民、市民活動団体及び市がそれぞれの役割を果たすことで協働による心豊かなまちづくりを実現できるようボランティア市民活動の推進に取り組んできました。

今回策定する第3次ボランティア市民活動推進計画（以下、「本計画」という。）は、第1次及び第2次の推進計画の基本的な考え方を継承しながら「人と人々が支え合う住みよいまち しこちゅ〜」を実現するため、現状や課題を整理し、今後さらなるボランティア市民活動の推進に向けて、市として取り組むべき方向性等を示すものです。

近年では、平成30年に発生した西日本豪雨災害において、本市から多数のボランティアが被災地に足を運び復興支援に力を発揮したのが印象的であり、安心・安全のまちづくりには災害に備えた取り組みは必要不可欠です。そのため、本計画においては「災害に備えるボランティア市民活動」についての内容を強化します。

1-2. 第3次ボランティア市民活動推進計画の期間

社会情勢や環境は年々変化し続けていることから、本計画の期間は2019年度～2024年度までの5か年計画とし、市民の意識や環境の変化、計画の実施状況などを考慮しつつ定期的に見直しを行います。

1-3. 計画の対象

本計画の対象は、ボランティア市民活動を行う「市民」です。この「市民」とは市のまちづくりの根幹である自治基本条例の考え方に基づいており、次のように定められています。

（定義）

第2条 市民 市内に住み、働き、又は学ぶ者及び市内で事業を営み、又は活動するものをいいます。

【自治基本条例逐条解説】

このまちで働く者、学ぶ者、事業を営むもの、活動するものの個人や団体・企業などを問わず、このまちに集うこれらの人たちは、まちを構成する一員として欠かすことができないことから、地方自治法第10条に規定する住民に限らず、市内に住所を有しなくても、このまちで活動するこれらの人も含めて幅広く市民としています。

※地方自治法第10条第1項では、「市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする」と定められています。

推進条例においては、ボランティア市民活動の推進に当たって「市民一人ひとりの自発性及びボランティア市民活動の主体性を尊重するもの」とし、市はボランティア市民活動を推進し活動が活発に行われる環境づくりに努めるものとしており、市民はボランティア市民活動への自発的な参加や協力が期待されています。

このように、個人や団体、あるいは企業などの属性を問わず、まちで活動する市民一人ひとりが自発性や主体性を発揮し、活動することが期待されており、市はその活動が行いやすい環境、また活発に行われるような環境を整備していく必要があります。

1-4. 「ボランティア市民活動」

本計画及び推進条例の名称にも含まれている「ボランティア市民活動」ですが、推進条例においてボランティア市民活動とは「市民及び市民活動団体の自発的かつ自主的に行う営利を目的としない活動であって、公益的なもの」としています。一般的に、ボランティア活動というと「タダ（＝無償）でするもの」というイメージがあるかもしれませんが、確かに、ボランティア活動の4原則（自主性、社会性、無償性、創造性）の1つでもあるように、ボランティア活動の持つ無償性は非常に重要な要素ではありますが、今日では、交通費や食費、あるいは材料費などの実費弁償については無償の範囲内とする緩やかな無償性が認識されるようになってきました。また、「ボランティア活動」と「市民活動」の違いについて議論されることもありますが、本計画では、「有償」であるか「無償」であるか、あるいは「ボランティア活動」であるか「市民活動」であるかを問わず、それらを包括し広義的に「ボランティア市民活動」として位置づけています。

「ボランティア活動の4原則」

①自主性（自発性・主体性）

強制されてするものではなく、自分の考えで積極的に行う活動。

②社会性（連帯性・公益性）

支えあい、助け合いながら、みんなで協力し合って行う活動。

③無償性（無給性）

基本的には経済的な報酬を求める活動ではなく、お金では得られない喜びや感動、出会いを得る活動。

④創造性（先駆性・開拓性）

地域や社会に必要なことを考え、より良い暮らしを自らの手で作る活動。

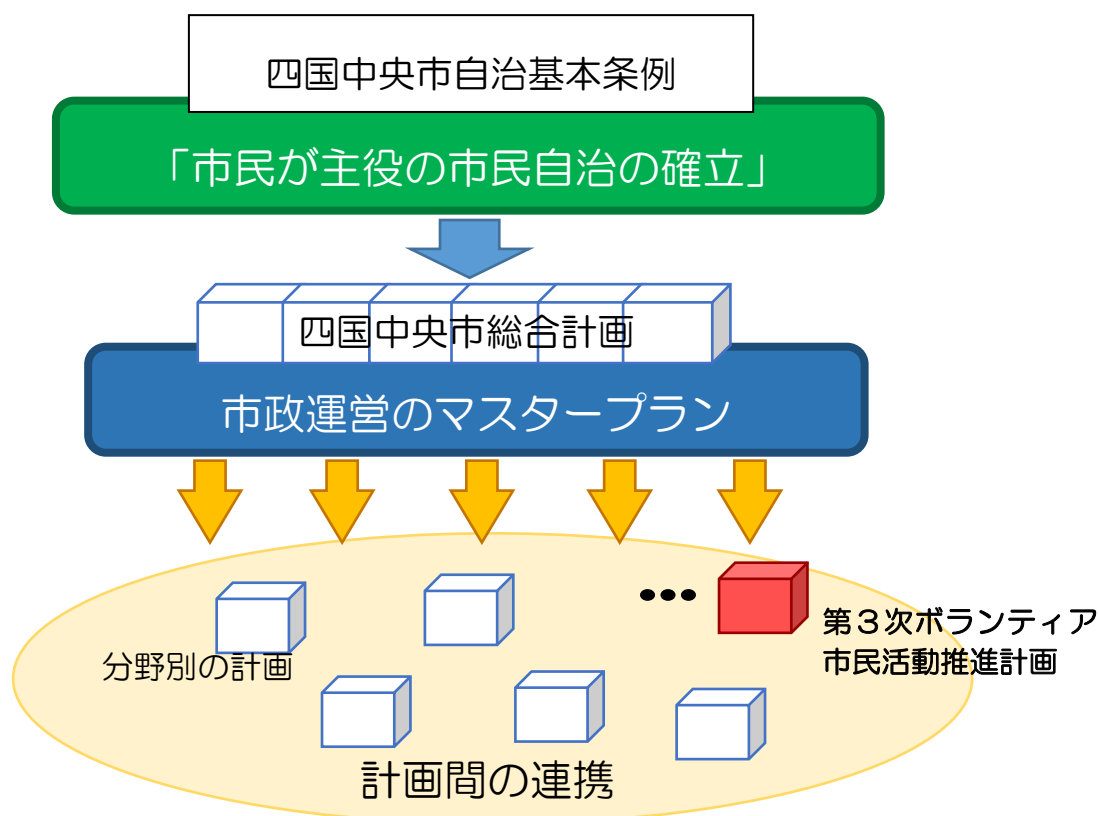
1-5. 「ボランティア活動」と「市民活動」の定義

「ボランティア活動」は個人が他の人々や社会のために自発的、自主的に行う公益的な活動に対して、「市民活動」は、共通の意識をもった人々が集まり、社会的な課題解決のために、組織的に継続的な活動を行うことを言います。

ボランティア活動は主に「個人の思い」による活動の一方で、市民活動は組織的で「社会的な役割」を意識した活動と言えます。言い換えると、ボランティア活動は自分自身と契約を交わし、市民活動は社会と契約を交わしながら、より良い社会を作るための活動と考えられます。

1-6. 本計画の位置づけ

市の条例や計画は、四国中央市のまちづくりの根幹である自治基本条例の規定に適合するように制定することとなっており、本市のまちづくりの基本的な指針として四国中央市総合計画（以下、「総合計画」という。）が策定されています。現在は第二次総合計画の期間中であり、後期基本計画（2019 年～2023 年）の策定に向け審議が進められているところですが、この総合計画に基づき、さまざまな分野において計画が作られています。本計画は、その中のボランティア分野における計画として位置づけられるものであり、計画に取り組むに当たっては、他の分野の計画と連携を図ることによって、計画的かつ効率的な市政運営が行えると考えます。



第2章 四国中央市のボランティア市民活動を取り巻く現状や課題

現在、取り組んでいる第2次計画についての振り返りや、第2次及び第3次計画策定のためのアンケート結果の比較や考察などを行い、当市におけるボランティア市民活動の現状や課題などについて示します。

第2次ボランティア市民活動推進計画の成果と今後の課題

当市では、多様化する市民のニーズに対応するため、住民参加によるボランティア活動の推進を図ることを目的として、平成19年3月に「ボランティア市民活動推進計画」を策定しました。第2次ボランティア市民活動推進計画は第1次計画の実施から見えてきた課題を整理し、ボランティア市民活動の基本方針や基本理念を新たに掲げ、平成26年3月に策定しました。

近年の社会情勢は年々変化していることから、推進計画は5年毎に見直しを行っており、本年度は第2次計画の最終年度であるため、ここでは第2次計画の振り返りを行います。

○基本理念「人と人が支え合う 住みよいまち しこちゅ～」

○基本目標「目指そう 市民いちボランティア」

○計画期間 平成26年度から平成30年度までの5年間

2-1. 第2次計画項目別評価の実施

第2次計画で実施項目としていた38項目に対して、A～Dの4段階で評価し、現状及び課題を再確認し、第3次計画における各項目の方針として継続するかどうかなどの参考資料とするために実施しました。

分類	達成状況目安	4段階評価
項目の内容をほぼ達成できた (実施し、十分な成果があった)	ほぼ100%	A
ある程度達成できた (実施したが目立つ成果がなかった)	75%程度	B
あまり達成できなかった (十分に実施できなかった)	50%程度	C
ほとんど達成できなかった (施策が進まず実施できなかった)	25%以下	D

第2次計画評価一覧

番号	実施項目	評価
(1)	ボランティア情報の収集強化	B
(2)	情報誌の発行及び配布の強化	B
(3)	インターネットやケーブルテレビなどを活用したボランティア情報の提供	C
(4)	啓発用パンフレットやハンドブックなどの作成	B
(5)	各種イベントなどでの PR 活動	C
(6)	ボランティア活性化ツールの検討	D
(7)	保育・教育におけるボランティア教育の強化	C
(8)	保育・教育における体験プログラムの強化	B
(9)	四国中央市ボランティア推進週間制定の検討	D
(10)	企業のボランティア活動推進支援の強化	C
(11)	ボランティア顕彰制度の検討(ポイント制度含む)	D
(12)	ボランティアコーディネーターのスキルアップ	C
(13)	ボランティア登録制度の更なる活用	A
(14)	ボランティアマッチングの強化	A
(15)	ボランティア活動に関する各種相談の強化	A
(16)	初心者向け各種講座などの充実	B
(17)	趣味や特技を活かした体験プログラムの開発	C
(18)	家族や仲間と出来る体験プログラムの開発	C
(19)	地域づくり・生涯学習における体験プログラムの普及	D
(20)	ボランティア市民活動センターの機能強化	B
(21)	ボランティア市民活動センター事務機器の情報整理及び発信の強化	B
(22)	ボランティア団体などの設立相談・支援強化	A
(23)	スキルアップのための情報及び専門的な研修機会の充実	C
(24)	ボランティア活動用の備品などの利用提供	A
(25)	ボランティア活動支援基金の創設の検討	D
(26)	ボランティア活動費助成制度の充実	B
(27)	ボランティア団体の運営についての相談・支援の強化	A
(28)	NPO 法人の設立・運営についての相談・支援の強化	C
(29)	団体の運営や活動のレベルアップのための学習機会の充実	B
(30)	ボランティア団体の情報発信や広報活動の支援強化	B
(31)	各種助成金情報などの提供	A
(32)	NPO 法人への利子補給制度及び融資制度の検討	D
(33)	アダプトプログラム制度の充実	D
(34)	ボランティア団体相互の連携の強化	B
(35)	企業やさまざまなコミュニティ、関係機関との連携の強化	B
(36)	ボランティア団体相互の情報交換や交流機会の提供	A
(37)	ボランティアイベントの開催	D
(38)	SNS を利用したボランティア情報の配信	D

2-2. 第2次計画実施項目における主な成果

(1) ボランティア情報の収集強化

ボランティアの活動者及び依頼者の双方の情報を詳細に把握するために、四国中央市ボランティア市民活動センター（以下、「センター」という。）の職員はできる限りマッチング現場を訪問しており、信頼関係の構築につながっています。また、近年、高校生ボランティアに対する依頼が増加しているため、市からの依頼についてはセンターが窓口となり調整することで、スムーズなマッチングが行えています。

(2) 情報誌の発行及び配布の強化

平成27年にセンターの紹介パンフレット「みんなのボランティア・市民活動ブック」を作成するとともに、「ボランティアさんからこんにちは♪」チラシを月1回発行し、ボランティア活動についての周知に努めました。



(3) インターネットやケーブルテレビなどを活用したボランティア情報の提供

平成29年にセンターのホームページをリニューアルして、利用者が最新の情報を得られるように定期的な更新に努めています。さらに、平成30年5月からは四国中央テレビと協力して、ボランティア情報番組「やってみんの」の放送を開始し、センターやボランティア団体の紹介を行っています。

(4) 保育・教育におけるボランティア教育の強化

ボランティア教育については、一部の小学校を対象に障がい者福祉に関する学習を行い、体験してもらうことで、低年齢層におけるボランティア活動への意識向上に務めました。

(5) 初心者向け各種講座などの充実

ボランティアのきっかけづくりや団体の運営支援を図るため、ボランティアに関する様々な分野の講師を招いてボランティア市民活動研修会を開催しており、ボランティア活動を始めて間もない個人や団体への支援に努めています。

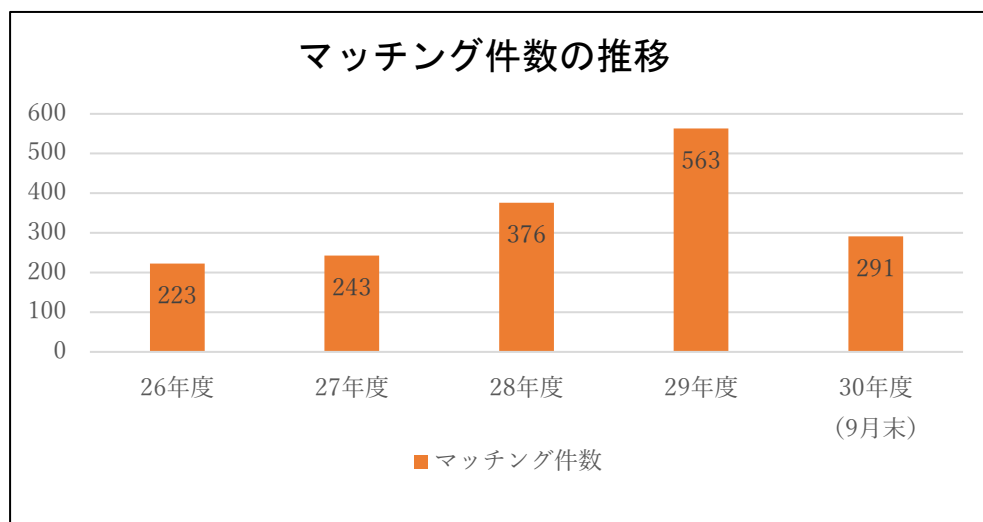


◎ボランティア市民活動研修会の様子

大学教授をはじめ、NPO や NGO、企業などで活躍する講師を招き、ボランティアに興味のある方等を対象に講演を行っています。ボランティアは誰にでもできることに気づいてもらい、活動始めるきっかけづくりを行っています。

(6) ボランティアマッチングの強化

計画期間内のマッチング件数は年々増加しており、その背景には、センターの職員が活動現場を訪問することで、依頼者等との信頼関係を向上させ、精度の高いマッチングが行えており、リピーターが増加したことが挙げられます。



(7) ボランティア市民活動センターの機能強化

平成29年度からボランティア市民活動センターの休館日を日曜日に変更し、月曜日から土曜日までを開館日として利用者の利便性向上を図るとともに、センターに専属の所長を配置し、機能強化に努めました。

(8) ボランティア市民活動センター事務機器の情報整理及び発信の強化

ホームページやチラシ等を活用し、ボランティア活動用の事務機器及び備品について周知を行い、多くの方に活用されています。

(9) ボランティア活動費助成制度の充実

市民活動団体の活動費を助成する制度である「あったかなまちづくり活動支援事業」について平成27年度に制度の見直しを行い、補助額の増額や事業コースを区分することで活用しやすい事業にしました。

(10) 団体の運営や活動のレベルアップのための学習機会の充実

団体の運営や活動のレベルアップを目的とした研修やボランティア登録している団体同士の交流会を開催し、多様な知識の習得とネットワークづくりを促進しています。交流会では、「新しい出会いがあった」「活動の輪が広がった」との声が多く、この交流会をきっかけに団体同士のコラボレーションが生まれるなど、参加者には満足度の高い事業になっています。



◎ボランティア交流会の様子

平成30年度の交流会は、市民交流棟のお披露目を兼ねて10月に開催しました。団体が活動発表を行ったほか、展示ブースやカフェコーナーを設置するなどして参加者同士が気軽に交流が図れるように企画しており、当日は活発な意見交換が行われていました。

2-3. 第2次計画実施項目における主な課題

- (1) ボランティア団体を紹介するハンドブックなどの情報誌では、定期的な更新が必要であることから、ホームページや機関誌において紹介するなど、多様なチャンネルを活用することで、利用者が情報を得られるように取り組む必要があります。
- (2) ボランティア情報番組「やってみんの」では、団体の活動紹介だけでなく、「こういう時に呼んでほしい」、「私たちはこういったことができます」などのPRや、メンバー募集についても呼びかけを行うなど、活動の充実につながる取り組みが必要です。
- (3) 高校生ボランティアについては、センターを通じて体制が概ね構築されていますが、個人や団体、企業においては今後より一層の強化が必要です。
特に企業ボランティアの活動を推進するためにも企業のニーズと活動を把握し、企業が持っている力を生かせるような体制づくりが求められており、顕彰制度の導入は企業がボランティア活動を始めるきっかけとして強く望まれています。
- (4) ボランティア市民活動団体のサポートを更に強化するためには、センター職員であるボランティアコーディネーターが研修会に参加するなどして、スキルアップを図る必要があります。また、マッチングの強化にはニーズ調査やボランティア登録の拡大が望まれます。
- (5) ボランティア市民活動研修会については、参加者が固定化しないように幅広い周知を行うとともに、開催日時は参加が多く見込まれる日程を検討する必要があります。
- (6) ボランティア団体においては活動内容が多岐にわたるため、相談内容も幅広いものになることから、センター職員は広範で専門的な知識を得られるよう研修会に参加するなど常にスキルアップを行う必要があります。
- (7) ボランティア団体のステップアップにつながる学習機会を充実させるためには、センターにおいてチラシ作成講座や集客に関する講座などの運営に関する専門的な研修会を開催する必要があります。

(8) 「あったかなまちづくり活動支援事業」に関しては、助成を必要としている活動者に対して十分な情報提供ができておらず、近年は利用者が固定化されつつあります。今後は本制度を利用したいと思う人を増やせるような取り組みが必要です。さらには、企業から活動者に対する物資等の支援制度を構築するなど、行政だけでなく民間活力を活かせるような活動の推進について検討が必要です。



◎あったかなまちづくり活動支援事業
活動事例発表会の様子

助成制度を活用して事業を行った市民活動団体が、市民へ活動を報告する機会として毎年開催しています。本事業は、補助額 40 万円と 10 万円のコースがあり、助成を希望する団体は、市民で構成される審査会においてプレゼンテーションを行う必要があります。

(9) これまでは個人や団体に対する支援が主体でしたが、今後は企業ボランティアのニーズ把握や受け入れ体制を構築し、企業ボランティアとして登録してもらえるよう働きかけることが必要です。

(10) 現在、SNS を利用した情報発信は行っていないですが、今後は活動現場を訪問した際などに、写真と文章を現地からも発信して紹介するなど、SNS の特性を最大限に生かした活用を検討する必要があります。そのためには、センター職員が安全かつ有効に活用できる環境づくりが求められます。

2-4. アンケート調査結果の考察

本計画の策定にあたり、個人や団体、企業におけるボランティア活動に対する意識や現状、要望等を把握するため、対象者を3つに区分してアンケート調査を実施しました。このような調査は第1次計画（平成16年度）と第2次計画（平成25年度）の策定の際にも実施しており、これらを比較することで今までに改善された点やさらなる課題が浮かび上がってきます。

また、今回の調査で初めて企業を対象に調査を実施し、企業のボランティアに対する意識を把握することができました。

（1）アンケート調査の概要

①調査対象者

○市民意識調査

自治基本条例に基づく16歳から89歳の市民から無作為抽出した2,000人

回収数 410 件 回収率 20.5%

○団体意識調査

ボランティア市民活動センター登録団体 153 団体

回収数 71 件 回収率 46.4%

○企業意識調査

市内企業 1,200 社（四国中央商工会議所、土居町商工会会員）

回収数 295 件 回収率 24.6%

②調査期間 平成29年10月10日～平成29年10月31日

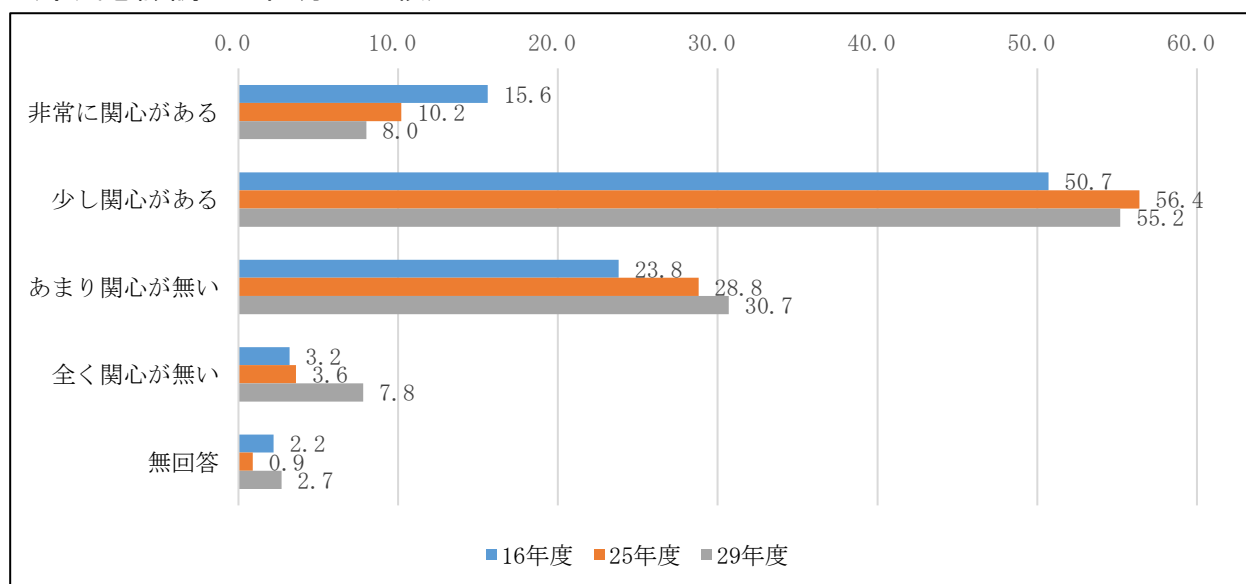
③調査方法 調査票を郵送配布、郵送回収

(2) 主なアンケート調査の結果

①【問：市民】あなたはボランティア活動への参加に関心がありますか。

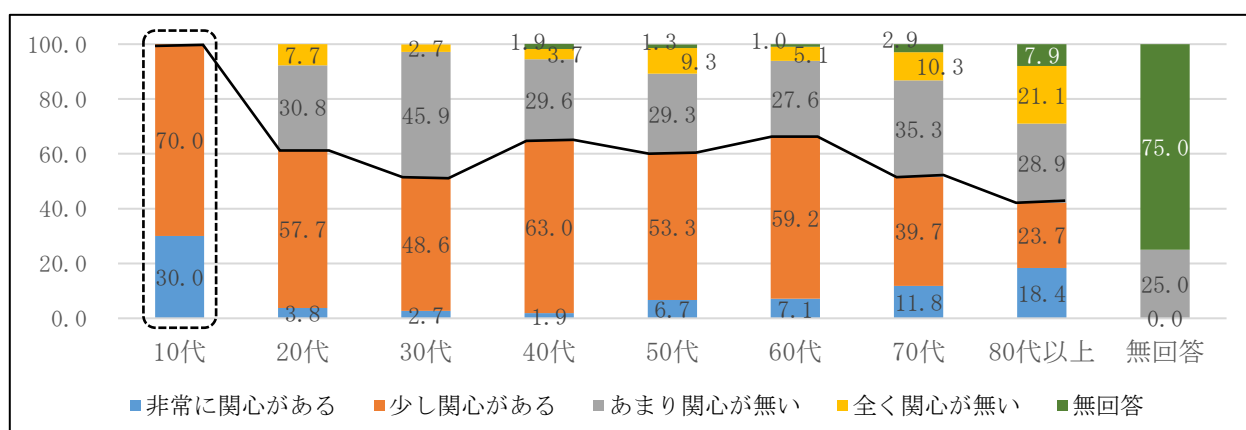
- 平成16年度の調査において、ボランティアに「非常に関心がある」「少し関心がある」との回答は合計で70.8%、平成25年度調査では66.4%、そして今回の調査では58.7%と平成16年度と比べて約12%の減少となっています。
- 全国的に考えれば、大規模災害が起こった際などには災害ボランティアに参加することが定着化し、ボランティア意識の高まりが考えられますが、残念ながら当市においては低下している状況です。
- 今回の調査で10代だけの回答に限れば、全ての回答者が「非常に関心がある」「少し関心がある」のいずれかに回答しており、ボランティア意識が非常に高いことがわかります。
- 10代の関心の高さを継続させる取り組みとともに、幅広い世代でボランティア活動に対する意識啓発が求められています。

(市民意識調査3回分の比較)



(市民意識調査 H29 年度調査年代別回答)

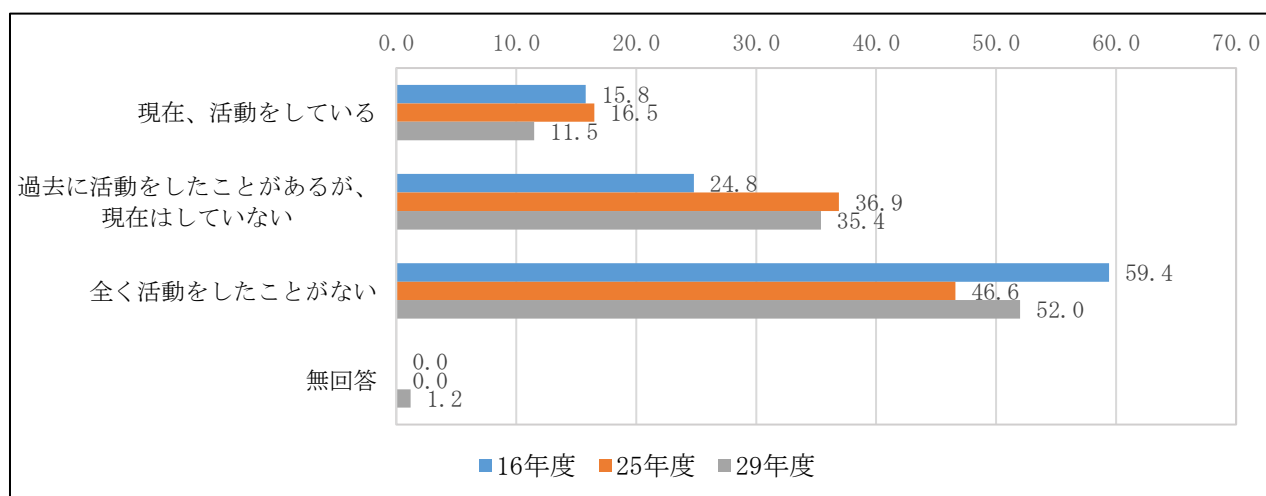
※折れ線はボランティア活動に関心がある回答



②【問：市民】あなたはボランティア活動をした経験がありますか。

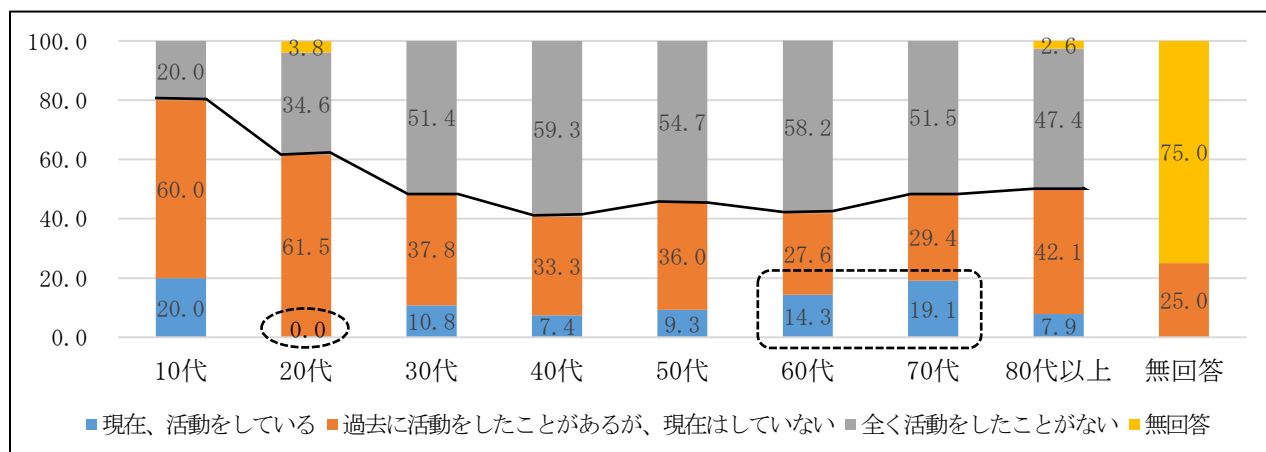
- これまでにボランティア活動を経験したことがある人は、平成 25 年度調査では 53.4%でしたが、今回の調査では 40.6%となり、ボランティア活動に対する関心の低下とともに活動も低下しています。
- 今回の調査で、10 代では「現在、活動をしている」と「過去に活動をしたことがあるが、現在はしていない」の回答を合計すると 80%となり、大半がボランティア経験者であることがわかります。
- 20 代では 10 代と同様にボランティア経験者が 60%である一方で、現在の活動者はいない状況となり、10 代との大きな違いとなっています。
- 60 代と 70 代で活動している割合が、30 代から 50 代に比べて高くなっています。60 代でボランティアをはじめたきっかけとして最も多い回答が「地域活動を通じて」、70 代では「地域活動を通じて」と「人に誘われたから」となっており、シニアの社会的な役割の一つとしてボランティア活動が行われていると考えられます。
- 10 代や 20 代の活動の継続と 60 代以降の意欲あるシニア層への働きかけが必要です。

(市民意識調査 3 回分の比較)



(H29 年度市民意識調査年代別回答)

※折れ線はこれまでに活動をしたことがある回答



③【問：企業】現在、貴社では何かボランティア活動に取り組まれていますか。

- 回答のあった295社のうち81社（27.5％）の企業が、現在、何らかのボランティア活動に取り組んでいます。また、今後の取り組みについて検討したいとの回答が10社（3.4％）あり、潜在的なニーズがあります。
- 活動の取り組みが高い業種は、回答数は少ないものの教育・学習支援業が100％（2社）、続いて金融・保険業76.9％（10社）、医療・福祉業63.6％（7社）となっています。
- 従業員別の取り組み状況は、従業員数の多い企業の取り組みが積極的な状況となっています。
- 今後は、現在、取り組んでいる企業に対するアプローチや潜在的ニーズのある企業への働きかけが必要です。

（H29 年度企業意識調査業種別・従業員数別回答）

		調査数	取り組んでいる	過去にはしていたが、現在はしていない	取り組みについて検討している	取り組んでいない	無回答
調査数		295 100.0%	81 27.5%	21 7.1%	10 3.4%	177 60.0%	6 2.0%
業種	農林水産業	2 100.0%	1 50.0%	—	—	1 50.0%	—
	鉱業	1 100.0%	—	—	—	1 100.0%	—
	建設業	52 100.0%	22 42.3%	3 5.8%	3 5.8%	23 44.2%	1 1.9%
	製造業	71 100.0%	9 12.7%	6 8.5%	1 1.4%	55 77.5%	—
	電気・ガス・水道業	12 100.0%	4 33.3%	—	—	8 66.7%	—
	運輸・倉庫業	20 100.0%	3 15.0%	2 10.0%	1 5.0%	14 70.0%	—
	情報・通信業	3 100.0%	1 33.3%	—	—	2 66.7%	—
	卸売業	19 100.0%	1 5.3%	4 21.1%	—	14 73.7%	—
	小売業	28 100.0%	5 17.9%	1 3.6%	3 10.7%	18 64.3%	1 3.6%
	金融・保険業	13 100.0%	10 76.9%	—	—	3 23.1%	—
	飲食・宿泊業	5 100.0%	1 20.0%	1 20.0%	—	3 60.0%	—
	教育・学習支援業	2 100.0%	2 100.0%	—	—	—	—
	医療・福祉業	11 100.0%	7 63.6%	—	1 9.1%	3 27.3%	—
	不動産業	7 100.0%	1 14.3%	—	1 14.3%	5 71.4%	—
	サービス業	37 100.0%	13 35.1%	4 10.8%	—	20 54.1%	—
	その他	7 100.0%	—	—	—	7 100.0%	—
	無回答	5 100.0%	1 20.0%	—	—	—	4 80.0%
従業員数	1～10人	161 100.0%	35 21.7%	4 2.5%	6 3.7%	115 71.4%	1 0.6%
	11～50人	80 100.0%	16 20.0%	12 15.0%	3 3.8%	47 58.8%	2 2.5%
	51～100人	28 100.0%	17 60.7%	3 10.7%	—	8 28.6%	—
	101～300人	13 100.0%	8 61.5%	1 7.7%	1 7.7%	3 23.1%	—
	301人以上	8 100.0%	5 62.5%	1 12.5%	—	2 25.0%	—
	無回答	5 100.0%	—	—	—	2 40.0%	3 60.0%

④【問：企業】団体から協力依頼があった場合、貴社はどのような支援が行えると思いますか。（複数回答可）

- 企業がボランティア団体等に対する支援策として考える最も多い回答は「不用品の提供」、次いでイベントなどで駐車場を貸すなどの「場所の提供」でした。
- 助成金や寄付などの金銭面の援助については、68 社が支援策の一つとして考えています。これは団体がイベントなどを行う際、協賛金、賛助金、また広告費等として支援を行うことが回答として表れたのではないかと考えられます。
- 企業は様々な形でボランティア活動などを支援したいと考えていることから、企業と団体等をつなぐ制度の検討が必要です。

（H29 年度企業意識調査業種別回答）

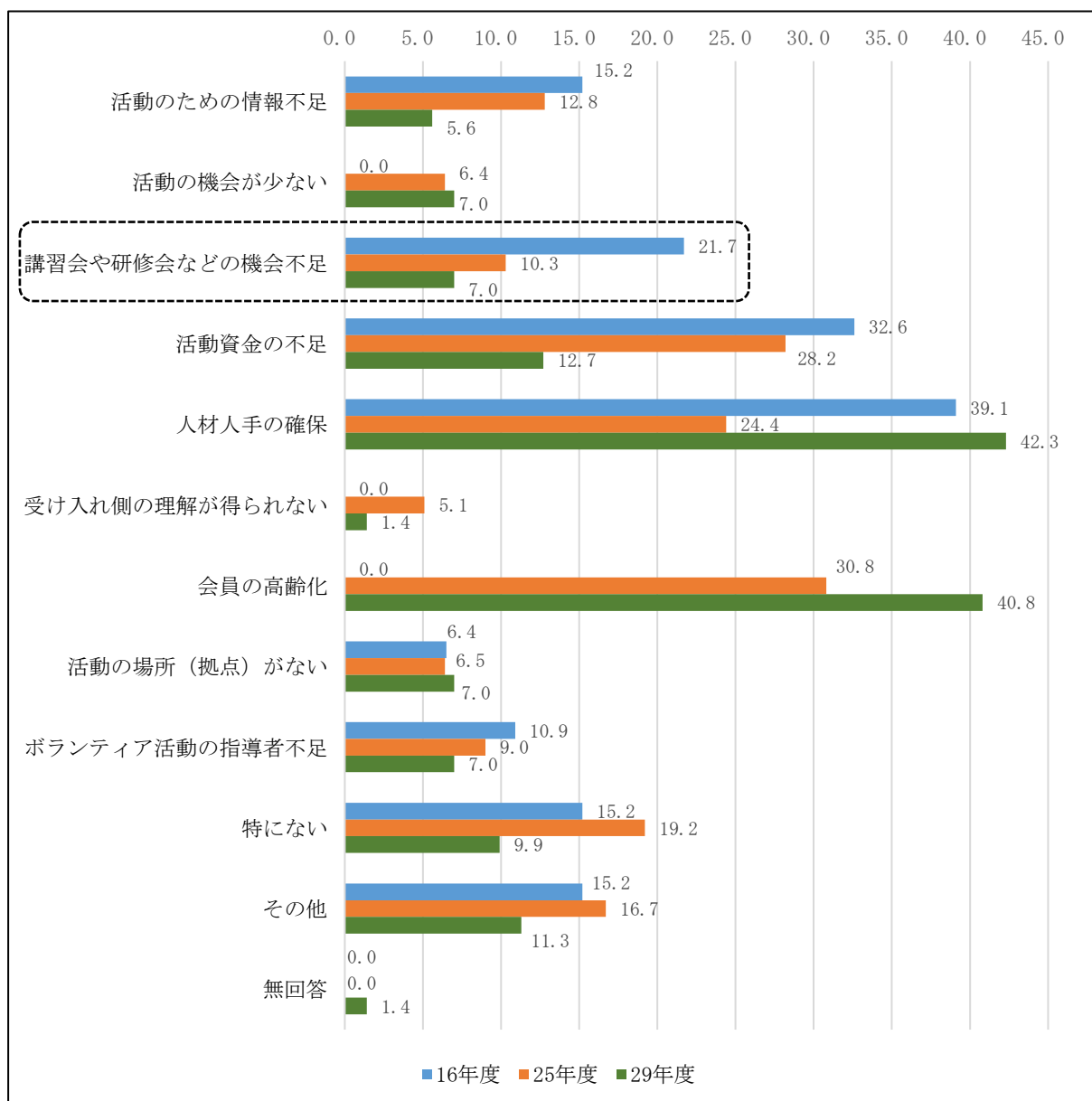
	調査数	人員確保の協力(参加呼びかけなど)	助成金や寄付金など金銭面の援助	不要品の提供	団体運営に関するアドバイス	場所(駐車場など)の提供	イベント等の告知の協力	企業が持っている物品の貸し出し	支援できない	その他	無回答
調査数	295 100.0%	79 26.8%	68 23.1%	122 41.4%	3 1.0%	87 29.5%	83 28.1%	52 17.6%	21 7.1%	12 4.1%	13 4.4%
農林水産業	2	－	1	1	－	1	1	2	－	－	－
鉱業	1	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－
建設業	52	19	9	25	－	18	13	18	2	1	－
製造業	71	20	24	23	1	24	13	12	4	5	1
電気・ガス・水道業	12	3	2	7	－	1	2	3	－	－	1
運輸・倉庫業	20	4	9	7	－	9	4	2	3	2	1
情報・通信業	3	2	－	－	－	－	－	－	－	－	1
卸売業	19	8	5	11	－	3	6	3	1	－	1
小売業	28	2	5	17	－	8	12	5	2	－	2
金融・保険業	13	4	1	5	－	5	5	－	2	－	1
飲食・宿泊業	5	－	2	2	－	1	3	－	－	－	1
教育・学習支援業	2	1	－	－	－	－	1	－	－	－	－
医療・福祉業	11	6	2	4	1	6	3	1	2	－	－
不動産業	7	－	－	4	－	3	3	1	－	1	－
サービス業	37	8	7	13	1	6	14	4	3	3	2
その他	7	1	1	2	－	－	2	－	1	－	1
無回答	5	1	－	1	－	1	1	1	1	－	1

⑤【問：団体】ボランティア活動をするうえで困っていることはありますか。

(複数回答可)

- 団体が活動で困っていることは、平成 16 年度は「人材人手の確保」「活動資金の不足」、平成 25 年度は「会員の高齢化」「活動資金の不足」、平成 29 年度は「人材人手の確保」「会員の高齢化」が上位を占める結果となりました。
- 平成 16 年度では、「講習会や研修会などの機会不足」が 21.7% となっていました。平成 29 年度調査では 7.0% に減少しており、各種研修会等の実施や情報提供の効果が表れていると考えられます。
- 活動団体の活性化には、3 回の調査で回答が多い「人材人手の確保」「会員の高齢化」「活動資金の不足」の 3 つの課題を解決することが求められています。

(H29 年度団体意識調査)

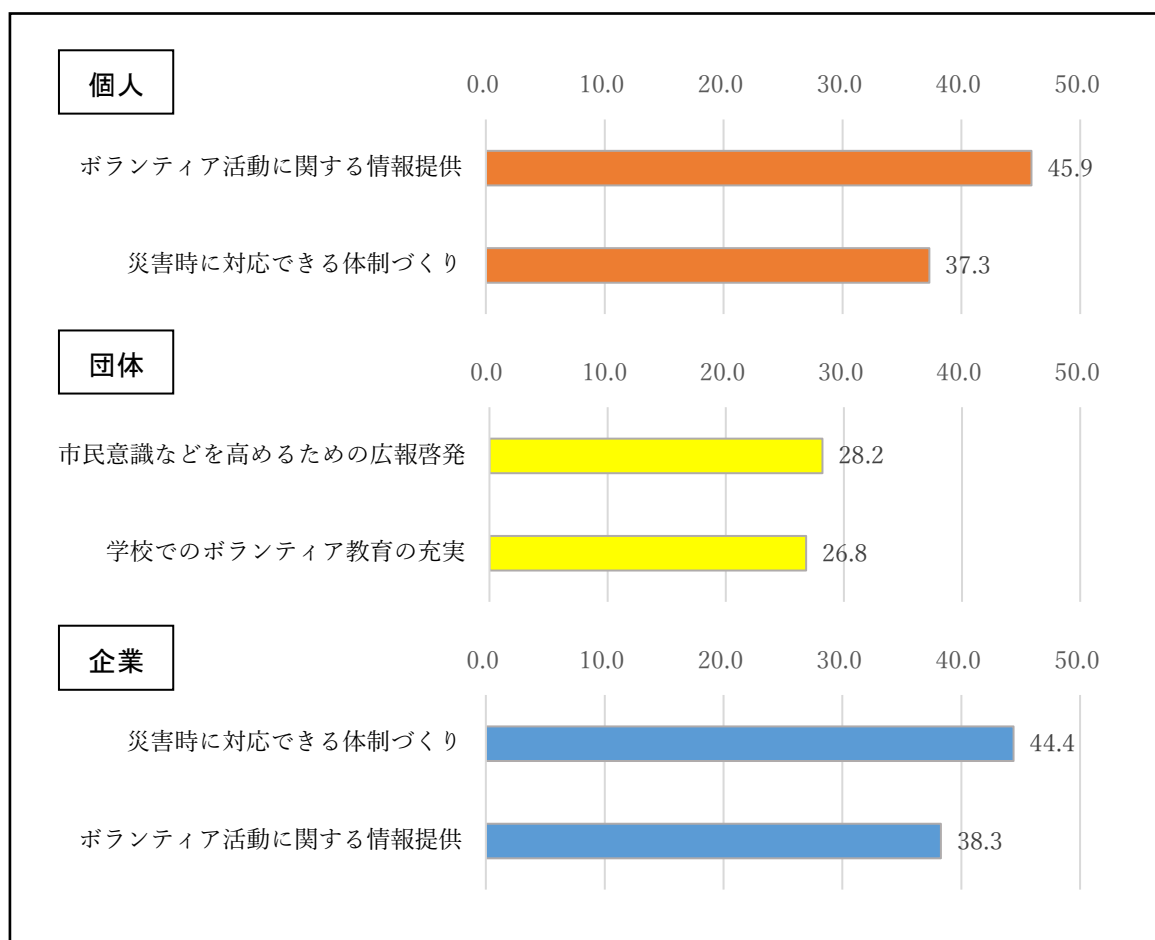


⑥【問：市民、団体、企業】

ボランティア活動をするうえで行政に望むことがありますか。（複数回答可）

- 行政に望むものとして、個人と企業では順位は違うものの上位2項目が「ボランティア活動に関する情報提供」と「災害時に対応できる体制づくり」でした。
- 団体においては、「市民意識などを高めるための広報啓発」と「学校でのボランティア教育の充実」との回答が上位2項目となり、ボランティア活動者としてボランティア活動の理解と拡大を求める結果となっています。
- ボランティア活動の更なる充実を図るためには、ボランティア活動のきっかけとなる情報提供の更なる充実とともに、幅広くボランティア活動が理解される意識啓発が求められています。

（H29 年度市民、団体、企業意識調査）



※それぞれの回答の内、上位2項目を抜粋

2-5. アンケート結果まとめ

今回のアンケート調査における回答率は、市民意識調査が20.6%、団体意識調査が46.7%、企業意識調査が24.6%となり、回答率の低さがボランティア活動への関心と理解の低さを感じさせる結果となりました。

また、ボランティア活動を支援するセンターの認知度についても、市民意識調査では16%、企業意識調査では15%と大変低い状況で、センター自身の広報活動が求められる結果となりました。

しかしながら、市民意識調査と企業意識調査においては、ボランティア活動に関心があると答えた割合が6割に上っていることから、潜在的な活動意識が高いことがわかりました。

行政としては、こうした潜在的に活動意識のある市民等に対して、活動へと導くきっかけづくりとして情報発信のあり方を研究する必要があるとともに、ボランティア活動に対する意識啓発や学校などで培われている10代のボランティア意識の高さと活動の継続に関する取り組み、更には活動意欲の高いシニア層へのアプローチなどが求められていることがわかりました。また、企業とボランティア団体等をつなぐ制度の構築など、取り組むべき多くの課題が明らかとなりました。

第3章 計画の基本的な考え方

市では、平成19年2月に第1次ボランティア市民活動推進計画を策定して以来、市民と行政の協働によるまちづくりの実現に向け、市民一人ひとりが積極的にボランティア活動に参加できるような環境整備に取り組んできました。

平成27年4月に策定した第2次四国中央市総合計画においては、より良いまちの実現のために、市民と行政そして企業がそれぞれの力を出し合い、協働していくことが必要であると示されるなど、市民や企業に対するまちづくり活動への参加について大きな期待を寄せています。一方で、第3次ボランティア市民活動推進計画の策定のために実施した市民意識調査と企業意識調査においては、ボランティア活動に対する関心がそれぞれで約6割に上るなど、潜在的な活動意識はとても高い状況となっており、行政においては多様なきっかけづくりによる活動への導きが求められています。

こうした中で、市民、企業、行政の協働によるまちづくりを進めるためには、ボランティアコーディネーターを中心とした長期間にわたる継続した取り組みが必要であることなどから、本計画においては、これまでの基本理念等を継承します。その上で、新たな視点として**ボランティア市民活動センターの認知度アップ**やこれまで以上に**企業ボランティアの活性化**に努めるほか、**市民交流棟**を活用した新たな事業を展開したいと考えています。

また、本計画の取り組みの効果が定量的に把握できるように指標設定を行い、目指すべき目標の「見える化」を図ります。

本章では、こうしたことを踏まえて、第3次計画としての新たな視点や基本理念、また基本目標について示します。

3-1. 基本理念

「人と人とが支え合う 住みよいまち しこちゅ～」

基本理念については、第2次ボランティア市民活動推進計画で掲げた「人と人とが支え合う 住みよいまち しこちゅ～」を引き継ぎます。これからも市民一人ひとりがボランティア活動を通じて支え合いながら、このまちを良くすることを考えて行動することができるよう、そしてまた企業が社会貢献活動の一つとしてボランティア活動を行ったり、ボランティア活動を支援したりすることができる仕組みを整備するなど、誰もがこのまちに住んでよかった、また住み続けたいと思えるまちを目指します。

3-2. 基本目標

「目指そう 市民いちボランティア」

第2次ボランティア市民活動推進計画では「目指そう 市民いちボランティア」を基本目標と定め、様々な施策を行ってきました。今後も、市民一人ひとりがボランティアに対する意識を高められるだけでなく、実際に活動を始めやすく続けやすい環境の整備に、より一層取り組んでいく必要があります。

そのため、本計画においても第2次ボランティア市民活動推進計画の基本目標である「目指そう 市民いちボランティア」を引き継ぎます。そして、この基本目標を達成するために、第2次ボランティア市民活動推進計画で示されている4つの方策の「きっかけづくりをサポート」、「はじめの一步をサポート」、「楽しくステップアップをサポート」、「元気にパワーアップをサポート」についても継承します。

また、今回のアンケート調査においてボランティア市民活動センターの認知度が、市民意識調査では16%、企業意識調査では15%であったことから、ボランティア市民活動センターの更なる認知度アップを図るために、新たな方策として「ボランティア市民活動センターのプロモーション」を加え、本計画では5つの方策に取り組み、それぞれに具体的な実施項目を定めます。

第4章 計画の推進

計画を推進するために、第3次計画はこれまで取り組んできた4つの方策（「きっかけづくりをサポート」、「はじめの一步をサポート」、「楽しくステップアップをサポート」、「元気にパワーアップをサポート」）に、新たに「ボランティア市民活動のプロモーション」を加えた5つの方策を示します。そして、それぞれの方策に具体的な実施項目を示します。

また、第2次計画では具体的な実施項目の記載はありましたが、その事業の効果等を評価する指標は示されておらず、計画の進捗状況の点検や評価を行うにはわかり難い点がありました。そのため、本計画においては方策ごとに指標を設定し、事業の効果を定量的に把握して、目指すべき目標の「見える化」を図ります。

4-1. 方策① 【新】ボランティア市民活動センターのプロモーション

センターはボランティアや市民活動の推進拠点として設置され活動を続けていますが、まだ多くの市民に存在が知られていない状況です。

存在を知ってもらうことがボランティア活動の創出につながることから、今後更なる認知度向上を図るためにセンターのプロモーションに取り組みます。

指標	ボランティア市民活動センターの認知度 25%以上
----	--------------------------

第4次計画の策定時に行う市民意識調査及び企業意識調査において、ボランティア市民活動センターを「知っている」との回答を25%以上にします。

【具体的な取り組み】

1-1	【新】メディアを活用したセンターの情報発信
内容	四国中央テレビと協力して平成30年5月から放送を開始したボランティア情報情報「やってみんの」を活用して、市内のボランティア団体や個人の紹介、活動の支援、会員の募集などを行うとともに、番組内においてセンターの紹介を行い、ボランティア団体等とともにセンターをアピールします。
1-2	【新】ボランティア市民活動センターの広報用チラシの配布
内容	市役所内の各課窓口をはじめ、市内各施設、学校、図書館の公共施設のほか、企業においても目につきやすい場所にボランティア市民活動センターのチラシなどを掲示してもらい、認知度アップに努めます。

1-3	【新】 ボランティアイベントの開催
内容	市民交流棟を活用した新たな事業として、市民や企業が気軽に参加できるイベントをボランティア団体との協働により開催し、センターの役割等を周知するとともに身近に感じてもらえるような取り組みを行います。
1-4	【新】 センター運営サポート組織の充実
内容	平成30年度から7人の高校生ボランティアスタッフで「しこちゅ〜ボラ7」を組織しました。ボラ7はセンターの企画運営の補助、ホームページや機関誌の作成などを行っています。学生の視点や発想を活かすとともに、この活動を通じて生徒自身のボランティア意識の向上し、将来、ボランティア活動の担い手となることを期待しています。 また、こうして高校生が関わっていることについてホームページや広報紙などで紹介し、センターへの関心を高めます。

4-2. 方策② きっかけづくりをサポート

市民にとってボランティア活動が身近に感じられるように各種メディアを活用した紹介をはじめ、様々な機会やツールを取り入れ、ボランティア活動への意欲が高まるような環境づくりに努めます。また、ボランティア活動について小さいころから学び・体験することが大人になっても継続して取り組むきっかけとなることから、10代から20代、またその後も継続した活動が行われるように市民の意識向上や事業に取り組めます。

指標	ボランティア情報紙を年4回以上発行
----	-------------------

ボランティアを始めるきっかけとなるように、ボランティア情報や活動団体の紹介などを行う情報紙を創刊し、年4回以上の発行を行います。また、情報紙は公民館やスーパーなどの人目に付きやすい場所に配布するとともに、ホームページに掲載するなど幅広い提供に努めます。

【具体的な取り組み】

2-1	ボランティア情報の収集及び提供
内容	ボランティア活動者及び依頼者の双方の情報を詳細に把握するため、センター職員が活動場所を訪問するなどして情報収集に努めるとともに、ケーブルテレビやインターネットなどの情報発信ツールを活用した情報提供を今後も継続して行います。また、ボランティア情報紙を年に4回以上発行し、活動のきっかけづくりに努めます。
2-2	多様なチャンネルを活用した情報発信ツールの作成
内容	市民交流棟に移設したセンターの利用方法や実際に利用している人の声などの具体的な情報を掲載したパンフレットやリーフレットの作成を行います。また、ホームページや機関誌など多様なチャンネルを利用して情報の発信に努めます。
2-3	ボランティア教育・体験プログラムの強化
内容	紙芝居などを利用した低年齢層向けのボランティア教室の開催や市内各中学校及び高等学校において講座やボランティア活動を案内するなどして、ボランティア教育の強化に努めます。また、実際の活動を低年齢層でも気軽に体験できるようなプログラムを検討します。
2-4	企業ボランティアの支援
内容	企業の不用品等をボランティア団体等が活用できる制度の構築や企業ボランティアの登録制度を創設するなど企業がボランティア活動を始めるきっかけづくりを行います。

2-5	ボランティア顕彰制度及び活性化ツールの検討
内容	企業意識アンケートの回答において6割を超える企業が表彰制度の整備はボランティア活動につながると回答しているため、ボランティア活動の回数に応じて表彰するなどの顕彰制度を検討します。また、ボランティア活性化ツールとしてポイント制度の導入を検討し持続的な活動を推進します。

4-3. 方策③ はじめの一步をサポート

ボランティア活動を始める人が気軽に立ち寄れるセンターづくりを行うとともに、活動をはじめの人や団体等に対して必要な情報の提供や支援を行います。また、活動を行うための知識や技能を身につけるための講座の開催や誰でも参加しやすい体験プログラムを開発するなどして、ボランティア活動に対する意欲を高めます。

指標	ボランティア市民活動センターの新規登録者数を 5年間で1,000人以上
----	--

四国中央市第二次総合計画後期計画においては、2019年から2023年までの4年間でボランティア市民活動センターの新規登録者数800人以上を目標としており、本計画においても新規登録者数を5年間で1,000人以上とします。

なお、本計画においては、これまで以上に企業ボランティア活性化に取り組むことから、積極的な企業ボランティアの登録に努めます。

3-1	ボランティアコーディネーターのスキルアップ
内容	ボランティアコーディネーターに特化した研修会に参加するなどして、専門的知識の向上に努め、個人や団体、企業等からの多岐にわたる相談内容に対応できるようスキルアップを図ります。
3-2	ボランティア登録制度を活用したマッチングの強化
内容	ボランティアニーズに適した精度の高いマッチングを行うために、センター職員は活動現場を訪問し依頼者との信頼関係を築くとともに、引き続きニーズ調査やボランティア登録の拡大に努めます。
3-3	初心者向け各種講座などの充実
内容	ボランティア市民活動研修会などの様々な研修会について幅広い周知に努め、より広く参加が得られるように努めるとともに、研修内容を様々な角度から検討し、ボランティア活動のきっかけづくりを行います。
3-4	体験プログラムの開発
内容	趣味や特技を活かしたものや家族・仲間と一緒にできるような活動、また地域と密着した体験プログラムを開発するなど、初めてでも参加しやすいボランティア活動体験を推進します。
3-5	【新】企業向けホームページの新設
内容	現在、運用しているホームページ内に企業向けホームページを作成します。ボランティア活動団体等に対する支援をはじめ、企業自身がボランティア活動をはじめための情報を分かりやすく掲載し、企業のボランティア活動の推進とともに、企業ボランティアの登録を促進します。

4-4. 方策④ 楽しくステップアップをサポート

ボランティア活動を行っている人や団体等が継続して活動できるように、また様々な活動の交流拠点となるようにセンターの機能を強化するとともに、団体等が活動のステップアップを図るための情報や研修機会の提供、さらには企業が活躍できる制度づくりを行います。

指標	企業と団体等とのマッチング件数（5年間）50件以上
----	---------------------------

企業意識調査におけるボランティア団体等に対する企業協力について、不用品や場所の提供、また物品の貸出しなどの回答がありました。こうした協力が可能な企業と、協力してほしい団体等とのマッチングを行う仕組みを構築し、5年間で50件以上のマッチングを行います。

4-1	ボランティア団体の設立や運営に関する相談・支援の強化
内容	団体の NPO 法人化に関する相談に対しては、メリットとデメリットを説明したうえで、法人化の必要性について団体が納得できるよう努めます。また、法人化した団体が必要とする手続きや法人向けの各種事業を周知して運営を支援します。
4-2	レベルアップのための情報提供及び学習機会の充実
内容	各種団体が実施するセミナーや講座に関する情報をチラシやホームページに掲載して提供します。また、チラシ作成講座やマネジメント講座など専門的な研修会を開催し、活動のレベルアップが図られるように努めます。
4-3	ボランティア活動支援基金及び助成制度の充実
内容	企業から資金提供を受けてボランティア活動支援に活用できる制度や、継続的な活動に対する新たな助成制度の創設について検討し、企業ボランティアの活動を創出します。
4-4	【新】企業や社員のための社会貢献セミナーの実施
内容	企業が持つ様々な資源（社員、資金、物品など）や社員の多様な技術（営業、会計、IT など）等を活用できるようなセミナー等を実施します。

4-5. 方策⑤ 元気にパワーアップをサポート

ボランティア活動を楽しく継続させ、発展させていくためにも学習会や交流会を開催し、グループ同士の連携、企業や地域との協働を支援します。こうしたさまざまな分野間におけるネットワークの構築は誰もが住みよいまちづくりのための基盤となります。

指標	人材育成研修会を年3回以上開催
-----------	------------------------

市民交流棟等を活用して、団体の運営や活動のレベルアップ、また市民活動のリーダー等を養成するための人材育成研修会を新たに事業化し、年3回以上開催します。

5-1	NPO法人の設立・運営についての相談・支援の強化
内容	NPO法人に関する相談、支援等に対応するため、市担当職員やセンター職員は愛媛県が実施している研修に参加するほか、日頃からの研鑽に努めます。
5-2	ボランティア団体の情報発信や広報活動の支援強化
内容	センターのホームページに掲載している情報を一層充実させるとともに、団体自身が情報発信できるようにSNSの活用方法等の講座を開催します。
5-3	各種助成金情報の提供
内容	市や社会福祉協議会等が実施している助成金制度についてホームページへの掲載や登録団体全てにチラシの配布を行い、団体の活動に必要な情報を提供します。
5-4	アダプトプログラム制度の充実
内容	県が実施している「愛リバー・サポーター制度」「えひめ愛ロードサポーター事業」「愛ビーチ・サポーター制度」を活用した活動を推進するとともに、市独自のアダプトプログラム制度の設置を検討します。
5-5	ボランティア団体相互の連携の強化
内容	ボランティアの内容によっては1つの依頼に複数の団体をマッチングするなどして、グループ相互の交流や連携が図られるようにするとともに、一層連携が強化される方策を検討します。

5-6	企業や様々なコミュニティ、関係機関との連携の強化
内容	地域コミュニティの拠点である公民館や高校生ボランティアの窓口となる高校との連絡体制を一層強化します。また、潜在的な企業ボランティアのニーズを掘り起こし、企業ボランティアとして登録してもらえるよう受け入れ体制を構築します。
5-7	ボランティア団体相互の情報交換や交流機会の提供
内容	ボランティアを行う人や団体同士が交流し情報交換することで、活動に対する客観的評価や課題の解決、新たな取り組みのヒントを得る機会となるボランティア交流会を継続して開催します。

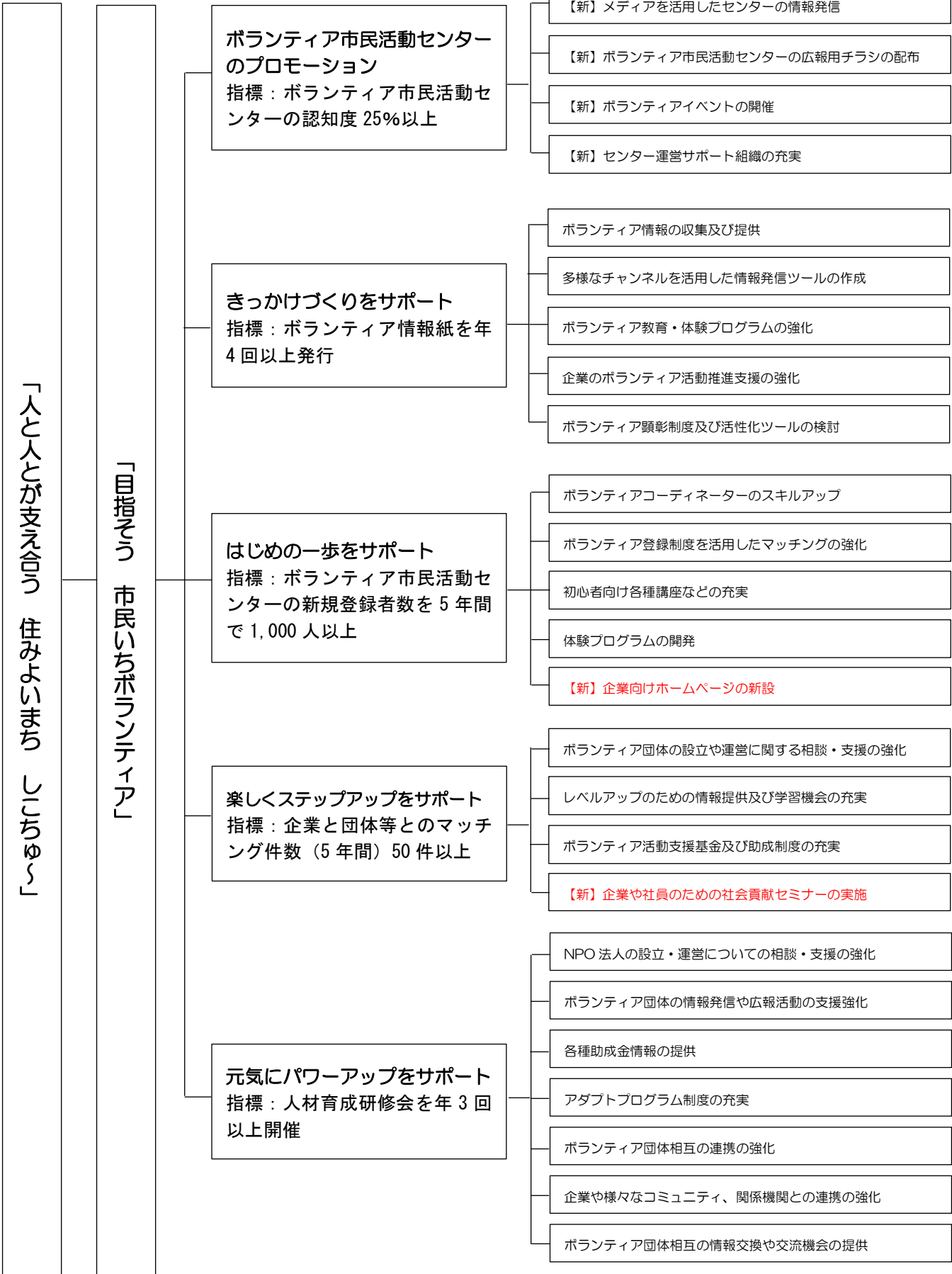
ボランティア活動推進計画の体系図

基本理念

基本目標

方策と指標

具体的な取組



第5章 ボランティア市民活動センターの機能強化

センターの重要性や方向性をはじめ、果たすべき役割や取り組むべき事業、また機能の強化や運営体制の充実、市民交流棟の活用などについて示します。

5-1. ボランティア市民活動センターとは

そもそもボランティア市民活動センターが何をする所で、どこにあるのか知らない方も多いと思います。それはボランティア市民活動アンケートの結果にも表れており、センターの周知活動は、今後、取り組むべき大きな課題です。

センターは、市民のみなさんのボランティアや市民活動を支える機関で、平成19年6月に開設して以来、様々な形で多くの団体等を支援してきました。平成30年9月に商工会館1階から新庁舎市民交流棟の1階に事務所を移転し、これまで以上に利便性が高まり利用しやすくなりました。



センターでは、ボランティア活動をしたい人や団体と依頼したい人（施設など）の相談を受け、ボランティアをつなぐマッチングを行っています。ボランティア活動をしたい人や団体にはボランティア登録制度があり、登録することでボランティア活動等の派遣依頼やセンター内にある機材等を利用することができます。

【センターの設備等】

現在、登録した団体や個人等が利用できる機材は、下記のとおりです、使用料が必要な物もありますが、各団体が所有するには高価な物品を借りることができます。これからも利用者のニーズを把握し、設備を充実させます。また、センターの登録団体であれば、市民交流棟の会議室を借りることができます。

- ・コピー機 ・印刷機 ・ファックス ・パソコン ・大型プリンター ・ロッカー
- ・レターケース ・自動パンチ（穴あけ） ・裁断機 ・プロジェクター
- ・ビデオカメラなど

＜使用料（平成30年10月現在）＞

白黒コピー：100枚まで無料 101枚から1枚あたり5円

カラーコピー：100枚まで1枚あたり10円 101枚から1枚あたり15円

印刷：1,000枚まで無料 1001枚から100枚あたり100円

※コピー用紙は要持参

大型印刷：1メートルあたり150円

【ボランティア市民活動センター基本情報】

四国中央市三島宮川4-6-55

TEL. 0896-28-6039 FAX. 0896-28-6160 E-mail: vsc@city.shikokuchuo.ehime.jp

月曜日～金曜日 10:00～18:30 土曜日 10:00～17:00 ※日曜日、祝祭日はお休みです。

5-2. センターの運営に求められているもの（運営体制の充実）

ボランティア市民活動センターは中間支援組織と呼ばれ、本来は団体と行政、地域と行政、また個人と団体など多様な団体等をつなぐ橋渡し役を担い、市民と行政との協働のまちづくりを支援する機関です。現在のセンターは、平成 29 年度から市が直接運営して完全な行政機関の一つとなっており、このこと自体に問題はないものの、多種多様な相談を受け、支援を行うにあたっては、行政が直接運営する状況では限界が生じる可能性があります。

また、現在の職員体制は、正規職員で対応している状況ではなく、雇用が不安定であり、これまで培った専門的な知識やノウハウ、また人間関係などの中間支援組織として欠かすことができない貴重な財産を将来に渡って担保できる状況にありません。

こうしたことから、**センターの運営について、将来的には市が直接運営するのではなく、NPO法人をはじめとする民間団体による運営が望ましく、センターにとって最も重要な人材を長期間にわたって確保し、継続的にボランティア活動などを支援できる体制づくりが望まれます。**

これにより、これまで培ってきた専門的な知識やノウハウ、人間関係などに加えて、民間の柔軟な発想と迅速な対応が可能となることで、市民にとって利用しやすく頼りがいのあるセンターを目指します。

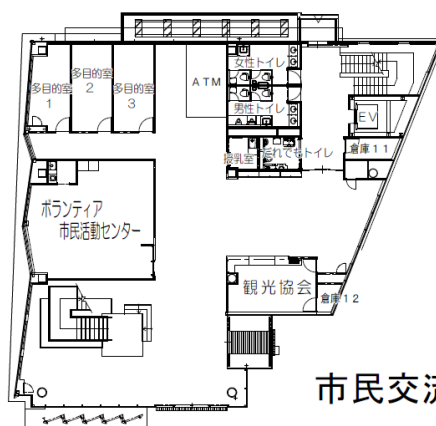
5-3. 市民交流棟の活用

市民交流棟は平成 30 年 9 月に完成し、センターは市民交流棟の 1 階に事務所を設置しています。

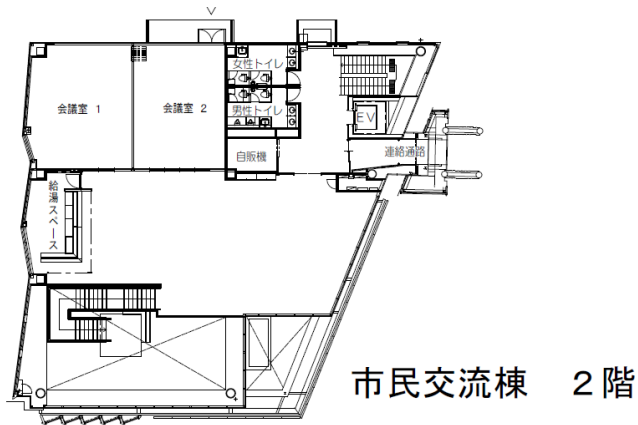
これまで望まれていた明るくて入りやすく、誰もが利用しやすい場所に配置されており、今後は市民の交流拠点としての役割を果たす必要があります。この市民交流棟が多くの団体により利用され、当市の市民活動が活発化することが求められています。



市民交流棟



市民交流棟 1階



5-4. しこちゅ〜ボラ7（セブン）の立ち上げ

平成30年度からは高校生のボランティアスタッフ7人による「しこちゅ〜ボラ7（セブン）」がセンターの運営をサポートしています。

研修会や交流会においては、司会や受付にはじまり準備や片付けなどを行うほか、ボランティアへの取り組みを市民へ伝える「ボラ7通信」を定期的に発行しています。

今後は学生の視点や発想を活かした新たな企画を期待するとともに、学生自身が成長



できる取り組みが必要です。また、高校生がボランティアに携わっていることをホームページや広報紙、SNSなどの多様なチャンネルを活用して紹介することで、幅広い世代のボランティア意識を高めていきます。

さらには高校生ボランティアスタッフの活動を継続、充実させて、若い世代のボランティア活動のリーダー育成につなげたいと考えています。

第6章 災害に備えるボランティア市民活動

災害ボランティアの育成など、災害時に備える取り組みについて示します。

6-1. 災害ボランティアの現状

阪神・淡路大震災や東日本大震災、近年では西日本豪雨災害などの災害時には住民同士の助け合いやつながりが重要であると強く認識されるようになってきました。

被災地の1日も早い復興のためには多くのボランティアによる活躍が必要不可欠であり、当市が大規模な地震等によって被災した場合には、市内の人員や物資では限りがあるため、広域的な応援や協力が必要となります。一日も早い復旧復興のためには、多くの支援を受ける必要がありますが、そのためには受入側の体制整備が重要であり、災害ボランティアが迅速に活動できるように日頃からの災害に対する体制の整備を進める必要があります。

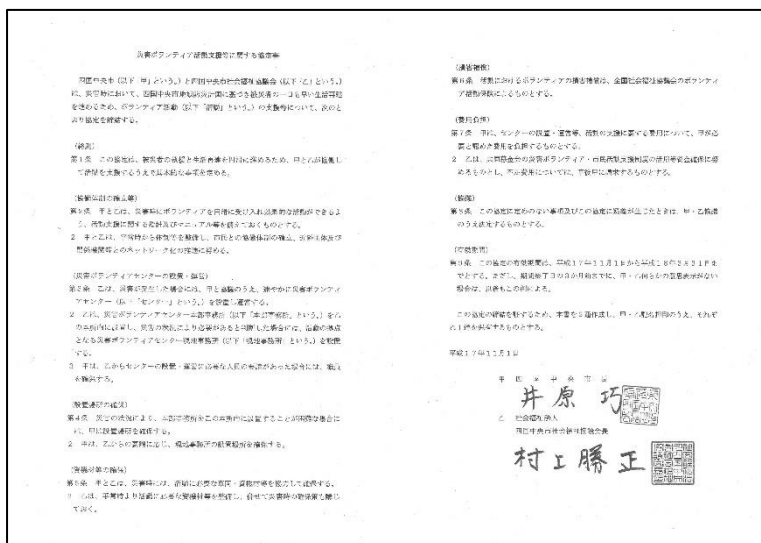
6-2. 災害ボランティアセンター

四国中央市では、平成17年11月1日に市と社会福祉協議会が災害ボランティア活動支援等に関する協定を締結しており、当市が被災した場合は、社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを設置することとしております。

この協定書に基づいて、「災害ボランティア活動支援指針」及び「災害ボランティアセンター運営マニュアル」を作成し、災害時にはボランティアを円滑に受け入れ、活動が効果的に行えるための環境づくりに努めています。

しかしながら、これらの指針やマニュアルは平成17年に作成されて以来、これまで見直しが行われておらず、また具体的な内容に欠けるほか、市の災害時の体制の変

更など指針等の作成当時と状況が大きく変わっていることから、現状に即した内容の見直しについて、社会福祉協議会と継続して協議しています。



災害ボランティア活動支援等に関する協定書

6-3. 日ごろからの備え

大規模な災害が発生すると、被災地には全国から大勢のボランティアが来ることが想定されますが、その時にスムーズな運営を行うには日ごろからの備えが大切です。

(1) 災害ボランティア登録制度

災害時に災害ボランティアとして支援活動を行う意欲のある市民を対象にした登録制度で、災害時におけるボランティア活動を円滑かつ効果的に推進することを目的としています。登録者には、講座や研修機会を提供し、平時より災害ボランティアとしてのスキルアップができる体制をつくります。

(2) 災害ボランティア講座

災害時に役に立つ基礎知識から、災害ボランティアの養成など幅広い内容の講座を開催し、自らを守るための方法や被災地・被災者を支援する災害ボランティアの重要性を伝え、災害時に活躍できる人材の育成を図ります。

(3) 災害ボランティアセンターの機能整備

災害ボランティア及び災害ボランティアセンターの役割についての周知・啓発や災害ボランティア活動にかかる諸問題の検討、マニュアルの整備や設置・運営訓練などを行います。

(4) ネットワーク化の促進

被災時の対応については市や社会福祉協議会の広域連携のほか、災害ボランティアについても、各団体が持つ物資や人材、ノウハウなどの財産を共有できる仕組みを作る必要があります。

6-4. 平成 30 年西日本豪雨災害に係る災害ボランティアバス

平成 30 年西日本豪雨災害による甚大な被害を受けた大洲市を支援するために、市と社会福祉協議会の共同により災害ボランティアバスを企画運行しました。

災害ボランティアバスの企画にあたり、ボランティアの募集はセンターが窓口となり受付やボランティア保険への加入促進、作業内容の情報提供等を行いました。

また、センター職員は現地の災害ボランティアセンターに短期派遣され、大洲市災害ボランティアセンターの運営を支援しました



【実施日】平成 30 年 7 月 22 日（日）

【参加者】29 名

（うち企業ボランティア 15 名）

【作業内容】

石材店舗兼住宅において、泥だしや家財道具等の処分、製品や工具の水洗い等を行いました。猛暑の中での作業だったため、適宜休憩をとり、熱中症対策としてこまめな水分補給を呼びかけました。

【実施日】平成 30 年 8 月 5 日（日）

【参加者】15 名

【作業内容】

被災後 1 ヶ月の間ほぼ手付かずとなっていた民家において、散乱した家財道具等を人力で運び出し、トラック等で集積場まで運搬しました。参加者は泥だらけになりながらも被災された方のために一生懸命作業していました。



【実施日】平成 30 年 9 月 22 日（日）

【参加者】22 名（高校生）

【作業内容】

民家の側溝に溜まった泥だし作業と被災家屋の土壁はがし作業を行いました。

高校生たちは普段経験したことのない作業に最初は戸惑いながらも、声を掛け合い、積極的に取り組んでいました。

第7章 地域コミュニティの活性化

多様な団体等との協働による地域課題の解決や地域コミュニティの活性化について示します。

7-1. 地域コミュニティを取り巻く現状

本市の各地域内には、自治会、婦人会、老人会、愛護班、PTA、地区社会福祉協議会、交通安全協会、消防団など様々なコミュニティが存在し、それぞれの分野で活動が続けていますが、すべての団体が問題なく活発な活動が出来ているとは限りません。

近年では、自治会等加入率の低下や団体構成員の高齢化、担い手不足が問題となっており、自治会等の存続が難しいとの声も聞こえてきます。

また、行政機関に目を向けると、人口減少および少子高齢化社会となっている現在、公共事業の守備範囲が拡大したうえ、厳しい財政状況において職員数も減少し、公共サービスの提供には限界があります。

そのような中、東日本大震災以降は地域コミュニティの役割や重要性が再認識されるようになり、これからの地域課題解決のためには、コミュニティと行政との連携・協働が求められています。

7-2. 四国中央市の取り組み

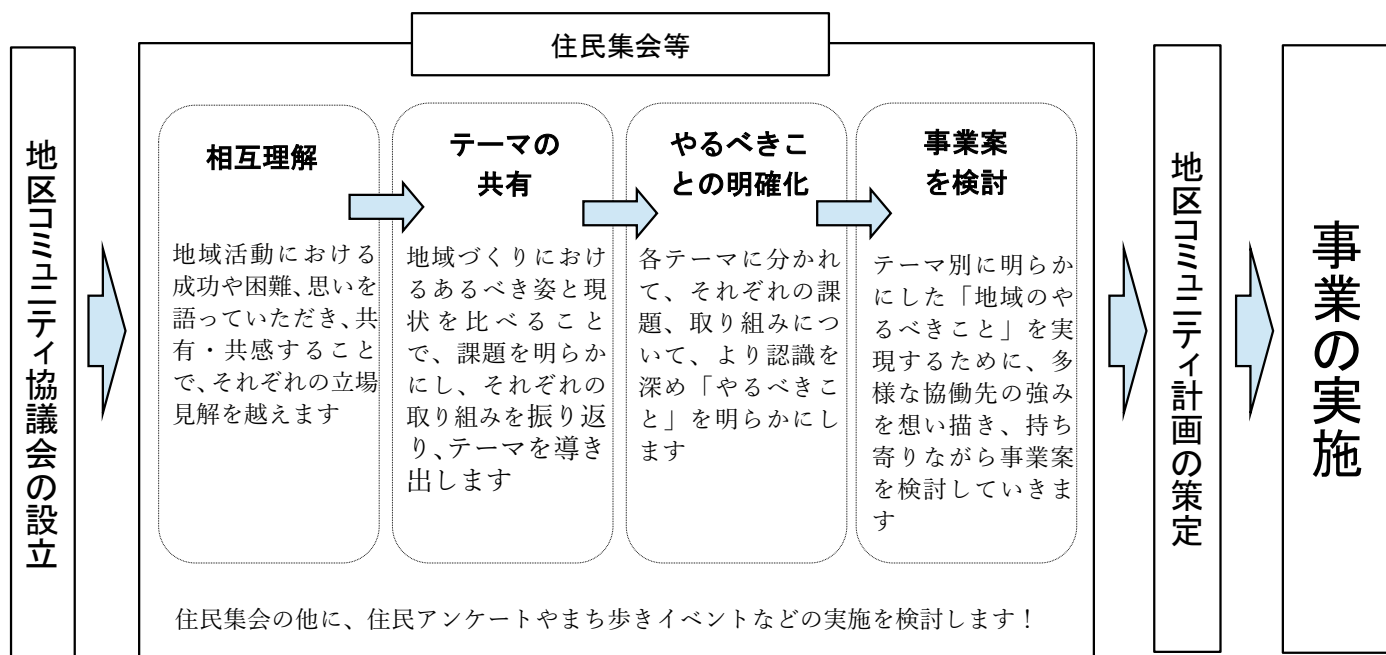
市では、平成25年6月に策定した「四国中央市地域コミュニティ基本計画」に基づいて、公民館単位の地区ごとの住民がそれぞれの地域が抱える課題について、住民自ら解決に向けての方法を考え、行動することにより地域課題の解決や住民同士の絆の再生、そして地域力の強化を図ることを目的とした「地域コミュニティ活性化事業」を開始しました。

7-3. 地域コミュニティ活性化事業

事業を始めるためには、まず前述したような団体や住民などで事業母体となる「地区コミュニティ協議会」を設立する必要があります。

団体設立後は、地域課題の洗い出しや解決方法について住民集会などで話し合い、目指すべき地域の将来像や課題解決のための実施項目などを「地区コミュニティ計画」にまとめ、その計画に基づいて様々な活動を行います。

住民集会では、専門の講師や職員などがサポートを行い、事業に係る経費も市が予算の範囲内で補助金を交付しています。また、地域と市をつなぐ窓口やサポーター役として地区担当職員2名を配置して事業の実施を支援しています。



7-4. 今後の事業展開

普段の生活で困っていることや疑問に思っていること、地域に必要な取り組みを地域で話し合い協力して進めることで、市が行う画一的な取り組みよりも地域ニーズに応じたまちづくりができるとともに、地域の絆の再生につながると考えています。

これを踏まえ、市では平成26年度から川滝、豊岡、蕪崎の3地区をモデル地区として選定し、地区ごとに5ヶ年計画を策定して具体的な事業に取り組みました。

平成29年度からは3地区に加え、新たに三島と中曽根地区において事業が開始できるように準備を進めています。

今後は各地区に事業を拡大し、それぞれの地区の住民が自分たちのまちを良くするために活動し、行政と協働の体制を構築することにより地域コミュニティの活性化を図ります。

第8章 計画の実現に向けて

市民、企業、行政の協働によるまちづくりに取り組むために、それぞれが果たすべき役割や推進体制などについて示します。

8-1. 協働によるまちづくり

ボランティア活動を推進していくためには、ボランティアを行う人や団体、企業等と、行政とが「協働」の関係を築いていくことが必要です。

「協働」の関係とは、お互いが足りないところを補い合う対等なパートナーであり、それぞれに独自の役割があるという認識を持ち、ともに物事に取り組むことで成り立ちます。特に行政との連携においては、行政が主導のものとならないように、ボランティア活動の自主性を尊重し支援しながら、ボランティア活動の多様性や柔軟性を発揮できる環境づくりを目指します。

8-2. 市民、企業、行政の役割

① 市民の役割

「これまでの経験や技術を生かしたい」、「人の役に立ちたい」と思い立った時、積極的に行動することが大切です。これがボランティア活動の始まりであり、新たな出会いの始まりです。

このように、ボランティア活動は自主的・自発的な意思に基づいて行われるものであり、市民一人ひとりが主体的に、そして積極的に参加することが望まれます。

② 企業の役割

ボランティア活動の中では度々「CSR(企業の社会的責任)」というワードを耳にすることがありますが、企業も地域コミュニティの一員として、地域社会に貢献することが義務づけられています。

地域とのつながりを大切にしながら、財政的、技術的、物的な諸資源を有効に活用し、NPO 法人などの活動を支援することや被災地の支援などが求められています。

そのためには、従業員のボランティア活動への参加を促すとともに活動に取り組みやすい環境の整備も必要です。

③ 行政の役割

市民へのボランティア意識の高揚を図るとともに、各種団体の自主性や自発性を尊重しながら、市民や企業との協働によるボランティア活動の推進に積極的に取り組めます。また、センターの充実・機能強化のほか、ボランティア活動に取り組みやすい環境を整備し、誰もがやりがいをもって継続的に活動ができる支援を行います。。

CSR（企業の社会的責任）とは

Corporate Social Responsibility の略語であり、利益の追求以外にも地球環境・地域社会などにおいても、積極的に貢献していこうという考え方。CSR 活動の例としては、地球環境保護、ボランティア活動の支援、消費者に対する誠実な対応、従業員に対する職場環境の改善などが挙げられる。

8-3. 終わりに

ボランティア活動は、特別な人による特別な活動ではありません。

子どもから高齢者まで、障がいの有無や国籍の違いなどに関わらず、自分の興味や関心、また、それぞれの時間や生活環境にあわせて参加できる活動です。

「いきいきと心豊かに暮らしたい」「自分らしく暮らしたい」「平穏に暮らしたい」「笑顔で明るく暮らしたい」「夢や希望をもって暮らしたい」「人を信じて平和に暮らしたい」

誰もがこのようなことを願って日々暮らしていると思いますが、その思いを実現するために「自分が今できることを考え行動する」ことがボランティアです。

私たちの暮らしている地域社会をより良くするためには多くの課題があります。その課題に対して、市民一人ひとりが、自主的な意思により、知恵や力を出し合って地域で支えあいながら課題解決に取り組んでいくことが求められており、ボランティア活動も課題解決の一つの方法です。



小さな思いをみんなの思いに、
一人の課題をみんなの課題に、
そして小さな喜びを大きな喜びに、
ボランティア活動は「まち」を元気にする大きな期待と可能性を持っています。

本計画がボランティア活動を行うすべての人の活動の一助となり、活動を共にする市民、企業、行政の協働の輪が市内に広まるように努めます。

そして、基本理念である「人と人との支え合い 住みよいまち しこちゅ～」の実現を目指していきます。